

別記 1 2

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積。湧水処理にあつては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

2 助成単価は次のとおりとする。

(1)(2)に掲げるもの以外のもの

区 分	交付単価
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cmを超える場合	125,000円/10a 【105,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	105,000円/10a 【85,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	55,000円/10a 【40,000円/10a】
畦畔除去のみの場合	30,000円/100m 【30,000円/100m】
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が10cmを超える場合	250,000円/10a 【195,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	230,000円/10a 【175,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	175,000円/10a 【130,000円/10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	150,000円/10a 【115,000円/10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	145,000円/10a 【105,000円/10a】
トレンチャ工法を用いる場合	100,000円/10a 【85,000円/10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	75,000円/10a 【55,000円/10a】
地下かんがいを導入する場合	25,000円/10a 加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	15,000円/10a 加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円/10a 加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	150,000円/100m 【110,000円/100m】
表土扱いを行わない場合	140,000円/100m 【100,000円/100m】
末端畑地かんがい施設	155,000円/10a

		【110,000円／10a】
樹園地の場合		245,000円／10a 【175,000円／10a】
給水栓設置のみの場合		15,000円／1箇所 【10,000円／1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合		50,000円／10m 【40,000円／10m】
土層改良		—
反転耕		350,000円／10a 【200,000円／10a】
混層耕		25,000円／10a 【15,000円／10a】
堆肥施用		25,000円／10a 【15,000円／10a】
明渠排水		15,000円／100m 【10,000円／100m】
客土		115,000円／10a 【65,000円／10a】
除礫		200,000円／10a 【145,000円／10a】
更新		—
用水路、農作業道		95,000円／10m 【60,000円／10m】
排水路		145,000円／10m 【85,000円／10m】
畦畔		140,000円／100m 【85,000円／100m】
排水口		45,000円／1箇所 【25,000円／1箇所】
条件改善推進費		年上限額を3,000,000円
高収益作物転換推進費		—
受益地内の作付面積の内1／4以上を新たに高収益作物に転換する場合		年上限額を3,000,000円
受益地内の作付面積の内1／3以上を新たに高収益作物に転換する場合		年上限額を4,000,000円
受益地内の作付面積の内1／2以上を新たに高収益作物に転換する場合		年上限額を5,000,000円

(2) 実施結果報告時まで、中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。）に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。

区 分	交付単価
-----	------

田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cm を超える場合	150,000円／10a 【125,000円／10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行う場合	125,000円／10a 【100,000円／10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行わない場合	65,000円／10a 【45,000円／10a】
畦畔除去のみの場合	35,000円／100m 【35,000円／100m】
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が10cm を超える場合	300,000円／10a 【230,000円／10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行う場合	275,000円／10a 【210,000円／10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行わない場合	210,000円／10a 【155,000円／10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	180,000円／10a 【135,000円／10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	170,000円／10a 【125,000円／10a】
トレンチャ工法を用いる場合	120,000円／10a 【100,000円／10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	90,000円／10a 【65,000円／10a】
地下かんがいを導入する場合	25,000円／10a 加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合	15,000円／10a 加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円／10a 加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	180,000円／100m 【130,000円／100m】
表土扱いを行わない場合	165,000円／100m 【120,000円／100m】
末端畑地かんがい施設	185,000円／10a 【130,000円／10a】
樹園地の場合	290,000円／10a 【210,000円／10a】
給水栓設置のみの場合	15,000円／1箇所 【10,000円／1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	50,000円／10m 【40,000円／10m】
土層改良	—
客土	135,000円／10a 【75,000円／10a】
除礫	240,000円／10a

		【170,000円/10a】
更新		—
	用水路、農作業道	110,000円/10m 【70,000円/10m】
	排水路	170,000円/10m 【100,000円/10m】
	畦畔	165,000円/100m <u>【100,000円/100m】</u>
	排水口	50,000円/1箇所 <u>【30,000円/1箇所】</u>
条件改善推進費		年上限額を3,000,000円
高収益作物転換推進費		
	受益地内の作付面積の内1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を3,000,000円
	受益地内の作付面積の内1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を4,000,000円
	受益地内の作付面積の内1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を5,000,000円

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

3 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
助成額 = $A \times 10 / L \times$ 助成単価

4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減額するものとする。

- (1) 田・畑の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減額。
- (2) 暗渠排水にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減額。
- (3) 湧水処理にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減額。

5 更新整備（畦畔）にあつては、幅広畦畔の場合は3万円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m（幅広畦畔の場合は5万円/100m）、防草シートを設置する場合は9万円/100mをそれぞれ加算するものとする。